

**明石港東外港地区再開発事業 アドバイザリー支援業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨

兵庫県（以下「県」という。）と明石市（以下「市」という。）では明石港東外港地区において、明石市中心市街地の南の拠点を形成し、明石駅や大蔵海岸との回遊性を高めることにより、中心市街地のさらなる「にぎわい創出」を図ることを基本的な方針として再開発に取り組むこととしている。

「明石港東外港地区再開発事業アドバイザリー支援業務」（以下「本業務」という。）は、明石港東外港地区における民間活力の導入にあたり、官民連携事業者の募集要項資料作成の支援、事業者公募及び選定委員会等の運営等の支援をすることを目的とする。

2 応募資格

本業務の受注者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- （１）単体の者又は企業グループのいずれかであって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- （２）企業グループによる応募を行う場合、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 代表となる者を定めるとともに、構成員となる者は連帯して責任を負うこと。
 - イ 代表となる者及び構成員となる者が、同時に、本提案協議の他の応募者及び応募グループの一員とならないこと。
 - ウ 代表となる者及び構成員となる者の変更を行わないこと。
- （３）単体の者（企業グループにあってはその代表となる者）が、平成 28 年度以降に PPP 導入支援業務の元請として実績を有する者であること。
- （４）単体の者（企業グループにあってはその代表となる法人）が、管理技術者を配置できること。管理技術者は以下のいずれかの資格又はこれと同等の能力と経験等を有する者に限る。

【国家資格】

技術士総合技術監理部門、技術士建設部門（都市及び地方計画）、一級建築士、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士

【公的資格】

シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)：都市計画及び地方計画、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、認定都市プランナー

【実務経験】

コンサルタント業務に 13 年以上従事し、同種・類似業務に 4 年以上従事し、かつ同種・類似業務における管理技術者の実績を有する者

- （５）提案内容の実現のために、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。

- (6) 業務の実施に当たり、事務局との打合せ等に適切に対応することを誓約できること。
(7) 単体の法人、企業グループの代表となる法人及び構成員となる法人が、次のいずれかに該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当する者
イ 県及び市の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者
ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされている者
エ 県及び市が賦課徴収する全ての県税及び市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
カ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者

3 業務内容

別紙「明石港東外港地区再開発事業アドバイザー支援業務 仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

4 提案募集の内容

仕様書の「4. 業務内容」における具体的な実施手法の提案。

民間事業者による実現性の高い事業手法を整理し、公募資料作成支援から事業契約締結までの検討、手続き等の民間活力の導入プロセスを適正かつ確実に推進するため法務、金融、建築、まちづくり等の専門的知見を活かした総合的な支援について具体的な提案を求める。

5 提案上限金額 金 31,638,400 円以内（消費税及び地方消費税抜き）

（参考内訳：県 26,038,343 円、市 5,600,057 円）

6 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）から同年 11 月 4 日（水）午後 5 時まで

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

事務局における配布のほか、県ホームページに掲載する。

イ 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、土日祝日は除く。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内に事務局に必着するよう提出すること。

（３）募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 質問の受付期間

令和8年10月9日（金）から同年10月16日（金）までの各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参又は電子メールにより事務局に提出すること。

電子メールの場合は電話で受信確認をすること。

ウ 質問に対する回答

令和8年10月23日（金）までに県ホームページに掲載する。

なお、確認に時間を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は期限までに回答できない旨を県及び市ホームページに掲載する。

（４）提出書類

この募集要項のほか、仕様書の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、各8部（アは正本1部、副本7部）を提出すること。また、全ての提出資料（コ 添付資料を含む）について、PDF ファイルでも提出すること。

ア 応募申請書【様式第1号】

イ 応募者概要【様式第2-1号】、【様式第2-2（企業グループ応募の場合のみ）】

ウ 企業グループ協定書兼委任状（企業グループ応募の場合のみ）【様式第3号】

エ 管理技術者【様式第4-1号】、資格を証明するものの写し、業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）の写し

担当技術者【様式第4-2号】、資格を証明するものの写し、業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）の写し

オ 企画提案書【様式任意】

カ 工程表【様式第5号】

キ 業務実績【様式任意】

ク 経費積算見積書【様式第6号】

ケ 誓約書【様式第7-1号】、【様式第7-2号】

コ 添付書類

（ア）会社概要等応募者の概要を説明する書類（会社パンフレット等）

定款又は寄附行為

（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

商業登記簿謄本（原本又はコピー、発行後3か月内のもの）

前年度（直近決算期）及び前々年度の決算書類

(損益計算書、貸借対照表)

- (イ) 県及び市が賦課徴収する全ての県税及び市税に滞納がないことを証する書類
(兵庫県内の県税事務所及び市が発行する「納税証明書(3)」)

※提出の日において発行後3か月以内のもの

※県及び市での課税実績はない場合は誓約書【様式第8号】

(5) 留意事項

- ア 応募する案は各者1提案に限る
- イ 応募図書は、通し番号を付すこと
- ウ 提出期限後の応募図書の訂正、追加及び再提出は認めない
- エ 応募図書の制作及び提出に要する経費、ヒアリングの出席に要する経費は、応募者の負担とする
- オ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する
- カ 応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない
- キ プロポーザルや業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは認めない
- ク PDFファイルの提出については、事務局が指定するファイル交換システムにて提出すること。ファイル交換システムのURLの送信については、事務局に電子メールにて依頼を行うこと。
- ケ 選定事業者は県及び市とそれぞれに見積書を提出し、契約を締結すること。

7 審査

(1) 審査の方法

「明石港東外港地区再開発事業アドバイザー支援業務公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、下表の項目について審査の上、本業務を委託する者を選定する。

なお、審査は応募図書をもとに事前審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査で行う。必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。

- ア 委員が審査基準に従って採点を行い、合計得点が最高点となったものを業務を委託するものとして選定された者（以下「受託予定者」という。）とする。ただし、合計得点が60%に満たない場合は受託予定者とししない。
- イ 提案価格が異なり、最高得点をとったものが2者以上ある場合は、提案金額の一番低い者を受託予定者とする。
- ウ 提案価格が同じで、最高得点をとったものが2者以上ある場合は、くじ引きにより受託予定者を決定する。
- エ 次順位の当選者についても決定することができる。
- オ 受託予定者が辞退又はこの募集要項の規定に違反したこと等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は、次順位の当選者を次点の受託予定者とする。
- カ 選定委員会は非公開とする。

【審査時の留意点】

説 明 事 項：業務概要、企画提案内容、アピールポイント 等

説 明 方 法：提出していただいた資料をもとに説明

注 意 事 項：

- 審査は応募者による説明と委員による質疑応答で行う。
- 当日、不参加の場合は審査の対象外となる。
- 審査対象書類として、委員には応募図書を配付するため、提案内容の説明には応募図書を用いて行う。
- 応募図書以外の資料を用いての説明は不可。
- 応募図書に記載している以上に何かを実施しますという発言は、審査対象外となる。

【審査項目と配点】

評価項目				配点	
評価項目		主な評価内容	必須様式		
業務体制（３０点）					
業務実績	企業	H28 年度以降に元請けで受注した契約金額 1000 万円以上の本業務と同種・類似業務と思われる主な実績の業務内容と役割・成果	業務実績 企画提案書	10	20
	担当技術者	H28 年度以降に元請けで受注した契約金額 1000 万円以上の本業務と同種・類似業務と思われる実績（配点は 10 件を上限に類似性の高いものからとする）	様式第 4－２号	10	
実施体制		適切な業務実施体制 （管理技術者の資格、担当技術者の資格・配置・人数、本店・支店等の支援体制等）	様式第 4－１ 様式第 4－２号 企画提案書 様式 6	10	10
業務内容（７０点）					
業務工程		適切な工程の設定ができているか	様式第 5 号 企画提案書	5	65
提案内容		自社の強みやノウハウ（実績や知識）を生かした内容になっているか	企画提案書	15	
		本事業に適した官民連携に資する事業スキームについて十分に検討され、理解されているか。	企画提案書	15	
		事業期間が長期になることを踏まえ、社会変動リスクに対応した、持続可能な提案を促す内容となっているか	企画提案書	15	
		公正かつ円滑な事業者選定及び契約締結に資する内容となっているか	企画提案書	15	
業務委託費		コストの縮減性	様式第 6 号	5	5
合 計					100

(2) 審査の結果の通知及び公表

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。また、受託予定者及び応募者毎の採点結果（合計点）について、県 HP にて公表する。

8 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す。

9 業務の内容等

(1) 事務局は、本業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、事務局と選定業務者の双方で確認の上、本業務の内容を修正又は変更することがある。

(2) 契約条項は後日提示する。

(3) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。

なお、契約締結に当たっては、事前に委託契約額の 10%以上の契約保証金を契約担当者に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。

(4) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、契約担当者は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

(5) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後 5 年間保存すること。

10 事務局

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所 港湾課
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
電話 079-421-9399 FAX 079-421-0072
電子メール Kouki_Arai@pref.hyogo.lg.jp